

タイトル	会計基準標準化の意味するもの
著者	高木, 裕之; Takagi, Hiroyuki
引用	北海学園大学経営論集, 11(4): 247-260
発行日	2014-03-25

会計基準標準化の意味するもの

高 木 裕 之

1. はじめに

もう半年以上も前のことになるが、日刊新聞で気になる記事を目にした。ひとつは「日本版 IFRS」（日本経済新聞 2013 年 6 月 11 日朝刊）と記載された記事で、金融庁と企業会計基準委員会が 2015 年 3 月期から導入するというものである。これによって、日本の証券取引所には、国内基準、米国基準、IFRS とあわせて 4 つの会計基準が乱立することになる。会計基準標準化に向けた過渡期であると好意的に理解しても、会計基準の乱立は一般の利用者にとっては企業比較する上で非常に不便であり、それだけでなく企業会計は分かりづらく、公表される財務諸表は、一般の利用者にとって遠い存在になっている感がある。

金融庁と企業会計基準委員会は、日本版 IFRS を導入することによって IFRS を適用している欧州・アジアからの投資を受け入れやすくすることを企図しているようだが、高度の専門知識を有していなければ、企業が公表する財務諸表から有用な情報を入手できないほど、今の財務諸表の内容は難解になっている。このようにみると、今日進行しつつある会計基準の標準化で財務情報の利用者としてターゲットになっているのは、表見上どうであれ高度の専門知識を有した投資家であることをまず確認しておかなければならないであろうし、また反面、本来、会計情報が情報

として意味を持つのは他との比較が可能であることであって、今回の日本版 IFRS の展開はこれに反する方向付けであり、比較をより困難にする状況を作り出しかねない。

もうひとつは「原子力発電所の廃炉」（日本経済新聞 2013 年 6 月 26 日朝刊）の会計処理に関する記事である。従来の国内基準によれば、資産はその収益力要因が喪失ないしは将来のキャッシュ・フローが見込めなくなった時点で資産性を失い、直ちに損失として計上されることになる。今回の原子力発電所の廃炉問題の場合、廃炉を決定した段階で、原子力発電所関係の資産価値はゼロとなり、照応して巨額の特別損失を計上することになるのだが、もし従来基準にしたがって会計処理をした場合、廃炉だけでなく汚染廃棄物の処理問題も含め、存続が危うくなるほどの状況に企業を追い込むことになる。このため、経済産業省は、当該資産について減価償却を続行し、もって営業費用として計上し、電気料金へ上乗せするという新会計ルールを考案した。東日本大震災が 1000 年に一度の希有な出来事であり、社会・経済的基盤である会計基準のそれへの対応のための会計ルールの変更とみれば、社会的合意形成は作りやすいのかもしれないが、会計基準が会計理論から論理整合的に導かれると考えている者にとって、新会計ルールでの対応は非常に違和感を感じざるを得ない。

この 2 つの記事は、会計とはなにかを今更

のように考えさせる内容を秘めている。このような問題意識から、最近の会計基準の標準化に向けた努力が何を意味しているのかを、あらためて掘り起こしてみたいと思う。

2. 公正価値の理想と現実

(1) 公正価値と会計目的

今日、外部報告のための会計基準の標準化に向けて、その理論的基盤として公正価値が会計構造の中心に置かれていると理解されていることに、おそらく異を唱える人はいないであろう。

実際、国際会計基準委員会（IASB）は1999年3月に個別規定IAS 39号（金融商品：認識および測定）において一定の金融商品に対して公正価値での評価を強制的に求め、IAS 38号およびIAS 16号では固定資産（無形資産）と有形固定資産に、また投資目的で保有されている不動産に対してIAS 40号でその選択適用を認め、さらには個々のIFRSで多用される公正価値評価について、IFRS 13号でその概念定義を詳細におこなうことで、暗黙の前提であるかのように、会計基準の根幹に浸透させていっている。

本稿では、公正価値会計の構想がそのようなものとして、すなわち公正価値が会計基準の標準化に向けての根幹をなす概念として登場し、国際的に希望の担い手のように理解され、ドイツでもHGB改革において、常に公正価値が念頭に置かれていることを確認しつつも、実際には公正価値という理論上の理想がその現実化においてほとんど不完全にしか実現できていないことをまず明らかにしている。このことは、これまでの会計基準の標準化過程において読み取ることができると考えている。もしそうだとすれば、何のための公正価値なのかという疑問が自ずから出てこよう。こうした素朴な疑問に答えるためにも、公正価値の現実への落とし込み問題について、

以下、あらためて検討したい。

今日、外部報告会計の国際的展開は、企業会計の目的ないしは任務をもっぱら情報提供機能に置く、いわゆるアングロサクソン系の構想に立脚している。従来伝統的に主張されてきた企業会計の目的として、一般に利害調整機能と情報提供機能が挙げられる。前者は、企業を取り巻く利害関係者間の利害調整手段として企業会計をとらえる考え方であり、特に、現在の株主と将来の株主との利害調整、株主と債権者との間の利害調整のために機能するという考え方である。後者は広く解釈すれば企業の社会的責任も含めて利害関係者に必要とされる企業の財務情報を提供するという考え方であるが、企業会計の国際的潮流にあわせて公表された我が国の「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」（以下、討議資料と記す）において明示されていた内容では、財務報告の目的は、「投資家による企業成果の予測と企業価値の評価に役立つような、企業の財務状況の開示にある」（第1章、序文）とされ、財務情報の提供先として投資家のみが指定されていることが注目されなければならない。これに符合するかのように、「配当規制や課税所得計算などの社会的利害調整、あるいは会計情報を利用した私的契約支援といった、会計が昔から果たしてきた役割」（斉藤静樹編（2008）、p.59）については、財務報告の副次的な利用とされているのが一般的な今日的理解なのであろう。

もちろん、こうした暗黙的了解が通用しているのにもかかわらず、あるいはそれだからこそなのかもしれないが、IASBは2010年9月、それまでの「財務諸表の作成および表示に関するフレームワーク」に置き換えて「財務報告に関する概念フレームワーク」（以下、「概念フレームワーク」と記す）¹⁾を公表し、次のように一般目的財務報告の目的を措定している。すなわち、「一般目的財務諸表の目的は、現在のおよび潜在的な投資者、融

資者および他の債権者が企業への資源の提供に関する意思決定をおこなう際に有用な、報告企業についての財務情報を提供することである。それらの意思決定は、資本性および負債性金融商品の売買又は保有、並びに貸付金および他の形態の信用の供与又は決済を伴う」(OB2)。「財務諸表の作成および表示に関するフレームワーク」にならい我が国で公表された討議資料と文言上の違いは明白であるが、はたして文言ほどの違いがあるのかは不明である。特に、概念フレームワークが「主要な利用者の最大多数のニーズを満たす情報セットを提供することを目指す」(OB8)が、「個々の主要な利用者は、情報へのニーズや要求が異なっており、場合によってはそれらが相反することもある。」(OB8)のであり、相反する場合の対応こそが、もっとも意図されている目的を顕在化させるのではないかと考えている。その意味では、従来企業会計で措定されていた二つの目的が軽重無く達せられるという理解(あるいはことさら問題とされてこなかった事実)は、情報提供機能が利害調整機能を凌駕したという理解を暗黙に生み出した結果ということもできよう¹¹⁾。

このようにしてみれば、今日の企業会計の目的はもっぱら「投資家に情報を提供する」ことにあり、情報を提供するための企業会計として理論構築され、この目的を達成していく上で、他の企業会計の目的が副次的に達成されるという構造になっている。ここでは「投資家のための情報」として企業会計が精緻化されていくのであって、それによって提供される会計情報が他の目的、たとえば利害調整機能に直接役立つことをねらっているわけではないことに注意を払わなければならない。だからこそ、投資家以外の利害関係者が投資家のための会計情報として構築されている事実を十分に承知した上で、そしてまた、そうした会計情報が予想を前提にした見積も

りないしは評価に理論的基礎を置くことを熟知した上で、自己の利害のために利用しているのかははなはだ疑問にならざるをえない。

外部報告会計の主要な報告書として、損益計算書、貸借対照表およびキャッシュ・フロー計算書が挙げられるが、キャッシュ・フロー計算書が前二者から導かれることを考えれば、損益計算書と貸借対照表が計算構造的には論理的対をなしている。前者が損益計算を表現したものであることはここでは自明なこととして、後者、すなわち貸借対照表とは一体何か。貸借対照表が財産目録から作成される財産一覧表という存在であったとしたとき、損益計算と財産計算とを一つの計算構造システムで論理整合的におこなおうとすると、ある種の矛盾あるいは軋轢を起こしてきたことは会計理論の歴史が物語っている。たとえば、E. Schmalenbachの唱えたDynamische Bilanzは、本来静止的の均衡表として捉えられていた貸借対照表が期間を意識したいわば「動的」状態表に変貌し、期間損益計算の補助手段という損益計算の性質を内包した計算書と化している。もちろん、Dynamische Bilanzに計算構造の整合性をもとめつつ従来の財産計算としての任務を見ようとするにこそ問題があるわけだが、この代表的な会計観にして、すでに目的間の主副関係が表明され、一度に二兎を追うことはされていない。Moxter(1984)の表現を使えば、「利益を正しく算定しようとする者にとって、財産を正しく算定しなければならないというStatische Bilanzの中心的命題は、取るに足らないものである。なぜなら、利益は財産の増加と理解される必要がないからである。Anti-Statikとして現れるDynamische Bilanzの中心的命題は、利益を正しく算定する者は、財産を誤って算定しなければならない」(S.6)のである。

損益計算と財産計算とが両立しえないと単純に考えることはできないのかもしれないが、

少なくとも Dynamische Bilanz の場合、計算構造の基礎に取得原価主義、実現主義および保守主義が据えられたことに、両立し得ない原因の一端があるように思われる。すなわち、この3つの基本原則からは企業会計で算定される利益とはどのようなものであるべきなのか、維持されるべき資本とはどのようなものであるべきなのか、また規定され、それによって損益計算に保守的な投下資本（名目資本）の回収余剰としての性質を付与したことに、財産計算との軋轢を生み出した一因をみることができる。このように考えると、矛盾あるいは軋轢の発生原因は、そもそも企業会計の目的にたとえば利害調整機能と情報提供機能という一度に二兎を追うようなことが表見上おこなわれてきたことにあるように思われる。

企業会計の目的に関する会計理論の歴史的展開を顧みれば、おそらくそこには複数の目的が企業会計に求められつつも、つねに目的相互間で主副の関係を見いだせるのではないだろうか。その関係を規定した要因はいったい何であったのかについては、その一端を後述したいと思うが、Ballwieser によれば、「今日会計基準の設定をリードしている基準設定者たちは、専門知識を持って相互に独立した立場で財貨と交換する貨幣金額、すなわち公正価値での評価を当然のこととみなしており、財産表示と成果表示との両立の可能性を確信している。」(S.529) という。つまり、公正価値での貸借対照表計上は利害関係者の利害に一致し、利益もまた資産および負債全体の公正価値の変動として算定することができるのである。資産・負債アプローチと称せられるこの考え方に従えば、公正価値によって財産表示も成果表示も矛盾無く両立可能であるとされ、あたかも利害調整機能と情報提供機能に軽重無く、また遜色なく達成されると言わんがごとくである。

しかし、一見もっともらしいように思われ

る公正価値であるにもかかわらず、これを会計規範の要諦とした IFRS や US-GAAP にしたがった会計報告は必ずしも一様なものではなく、完備した市場を前提とした公正価値の理論的理想が現実のいろいろな（不完全な）市場において実践可能な数値に転換されるときに、かなり異なった要請が求められている。

理論的理想が現実にとり込まれるとき、意図的かどうかは別として、かならずしも思い描いたような作用を現実にはたいして及ぼさないことはまれではない。

Ballwieser によれば、ドイツでは、過去に構想上公正価値に類似した共通価値で評価されていた時代、設立詐欺を助長したとの理由から、共通価値での評価は1884年改正株式法で取得原価主義、実現主義および最低価値原則によって置き換えられたとされている(S.531)。このように、理論的理想が現実にとり込まれるとき、その理論的理想の着想の背景がなんであれ、すべての情報が所与であるような完備した市場を前提とした評価構想は現実的には機能しないであろうし、そもそもすべての情報が所与であれば、会計情報そのものが無意味であり、宿命論的な帰結に陥ってしまうのである。

公正価値が仮定する理想の場合、それは完全に完璧な市場で成立する金額であり、個々の企業に依存しない市場価値として算出される。IFRS ではまず理想的状況下で成立する金額をいわば公正価値のベンチマークとして求めようとしているが、こうした理想的状況は、具体的な企業会計の実際にはほとんど存在し得ないことは容易に察することができるのであり、理想的状況下において成立する公正価値のセカンドベスト、サードベストとなる解決案が採用される。IASB は、それまでの個々の IFRS がすでに暗黙的に公正価値の代替を想定していたことを受けて、IFRS 13号「公正価値測定」において理想的状況下で

の公正価値をベンチマークとしながらも、公正価値の代替を IFRS の体系に明確に組み入れて規定している¹⁴⁾。

公正価値の代替について、IFRS でいくつか確認してみよう。まず IAS 16 号「有形固定資産」では、第 1 段階として企業は原価モデルまたは再評価モデルのいずれかを会計方針として選択することを求め (IAS 16 号 29 項)、資産として認識後、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した価額で計上するという原価モデル (IAS 16 号 30 項)、または、公正価値が信頼性をもって測定できる有形固定資産は、再評価実施日後における公正価値から、その後の減価償却累計額・減損損失累計額を控除した評価額で計上するという評価モデル (IAS 16 号 31 項) の選択適用を認めている。なお、財貨の特質から売買されることが少なく市場が形成されていないために、市場価値の把握が難しい場合、第 2 段階でインカムアプローチまたは再調達原価アプローチが適用され、公正価値が代替的に見積もられる。また、IAS 36 号「資産の減損」では、減損を把握する際の回収可能価額は、資産の処分控除後の公正価値および使用価値のいずれか高い金額と定義され (IAS 36 号 18 項)、同一の資産について活発な市場で相場価格がない場合においても、処分費用控除後の公正価値を測定することは可能であるとしつつ、それが不可能な場合、使用価値を適用するとしている。本来、公正価値は活発な市場で成り立つ客観的な金額であるにもかかわらず、個別企業にとっての価値見積りに大きく依存した金額で代替されることになる。

さらに、IAS 38 号「無形資産」では、(a) 資産に起因する、期待される将来の経済的便益が企業に流入する可能性が高く、かつ、(b) 資産の取得原価を、信頼性をもって測定することができる (IAS 38 号 21 項) 場合、無形資産として認識し、取得原価で測

定しなければならない (同 24 項)、とされている。また、認識後の測定では、原価モデルか再評価モデルのいずれかを会計方針として選択することができ、再評価モデルを用いて会計処理する場合、活発な市場がない場合を除き、同じ方式を用いることが求められている。

IFRS の個別基準からいくつか例をあげて公正価値の代替について指摘したが、このような概観からは評価対象の種類および市場の状況に左右されて、公正価値とされる価値測定が大きく変わっていることが暗示される。原則的に、評価される対象に活発な市場が存在する場合、市場で確認された金額が公正価値に一致する。そのような活発な市場が評価対象に存在しない場合、公正価値の算定のために、推測によって代替的金額が測定されることになるが、この代替的測定は評価対象に依存して非常に異なるのであり、どの評価対象にも当てはまるような一般的なヒエラルキーは存在しえない。繰り返しとなるが、次のような基本的な順位付けが公正価値の算定に当たって確認されるのである。すなわち、活発な市場である金額が直接見いだしうるのであれば、これが当該対象の評価基礎となるが、そうでない場合、理論的理想としての公正価値の代替として、類似性やいろいろな評価方法が採用されて代替的測定が展開されていく。このように、公正価値構想はベンチマークとしての公正価値を理想として階層化され、全体の評価構想のなかで見積もりや予想のレベルが深まれば深まるほど、企業に依存しない完全な市場での市場価値という理想的ケースからはますます乖離し、主観的な見積りに依存する程度が増していくのである。

仮に、公正価値代替での金額測定をも公正価値の範疇に取り込むとするなら、公正価値は非常に曖昧で、そのつど解釈を要する上位概念となり、そもそも現実下では一意的には存在し得ない代物となる。公正価値代替での

金額測定を公正価値と見るのか、あるいはいろいろな金額測定の総体と見るのか。前者であれば、公正価値の定義の再構築、ないしは用語そのものの変更が求められるであろうし、後者であれば、目的を達成するための用語として選ばれた修飾句であるように感じられる。その目的がIFRSという一般財務報告目的なのかどうかは別として、現実に企業会計を動かしているダイナミズムがあり、その中では主観の見積もりを色濃く出しているいろいろな金額測定がおこなわれている。このいろいろな金額測定を正しいものとして合意化するためには、それだけの用語が必要であったのだろうと思われる。それが公正価値なのかもしれない。いろいろな金額測定を正当化し、合意化されることによって、実務では活発な市場が存在するか否か、既存の市場が判断される評価対象にとって代表となるのか、評価対象の金額測定に信頼に足る情報を提供するのはどの情報源泉なのか、適切な評価方法とはどの方法か、など、多くの場合会計士による検証をも困難にするような意思決定を財務報告書の作成者はおこなうことになるのであり、IASBがIFRSで公正価値構想による評価方法を個別に詳細に規定したとしても、結局のところ、公正価値の評価構想自体が財務報告書作成者の裁量の余地を大幅に増大させることにつながりかねないのである。こうした状況がIFRSによって生み出されていることにたいして、「大陸ヨーロッパで打ち出された実現原則を理解するドイツの貸借対照表利用者は、まさに意識しなければならない。」(Ballwieser, S.534)と注意を促されているくらいである。公正価値の代替ないしはヒエラルキーの存在が公正価値そのものの用語の神聖性から実務の正当化・権威化に利用されているかのように思えてならない。

同じ評価対象でありながら、国・地域の違いで異なった金額測定がおこなわれようと仮にするならば、利害関係者の意思決定、とり

わけ比較することを要諦とする投資意思決定の情報源としてさえ有用であると言えるのかは疑わしい。

(2) 公正価値代替の問題性

現実には完全な市場は存在しえないとすれば、完全な市場という理想的な状況下で成立する公正価値はベンチマークとしての意義を有しているとしても、それ以上にはならない。現実の世界では公正価値により近い価額測定をすることが追及されることになるが、それによって得られる公正価値の代替には、様々な問題が潜んでいる。

Ballwieserは次の点を挙げることで、公正価値の代替的測定に対して批判を向けている(S.535)。

- ① 価格形成の基礎としての異質的期待
- ② 活発な市場での価格形成の問題性
- ③ 公正価値代替の見積もりと裁量余地
- ④ mark to modelでの多義性
- ⑤ 取引コストを考慮した場合の混乱
- ⑥ 公正価値の見積もり——時点価値か評価帯域か

IASBが表明するように、従来、個々のIFRSには資産、負債または企業自身の資本性商品の公正価値の測定および開示が必要に応じて定められてきたため、公正価値測定および開示に係る要求事項が個々のIFRSに散在するという結果を招いてしまった。そのため、公正価値に言及している各IFRS間で必ずしも公正価値の測定および開示に関する内容・要求事項が首尾一貫せず、実務での処理手続きの不統一を招き、財務諸表で報告される情報の比較可能性の低下につながってしまった。このことから、IASBは、公正価値の定義および目的を明確にし、公正価値の測定および開示の首尾一貫性と比較可能性を高めることを目的に、IFRS 13号「公正価値測定」を定めたのである。(BC 4, 5) この表

明からも窺い知ることができるように、公正価値による会計情報の有用性を謳うためには、公正価値による情報がどの会計実務にとっても一貫して適用可能であること、そのためその情報が会計構造内で論理整合的であること、そして公正価値という（一見）同一の価額測定で比較可能性を高めることができることを示すことが必要だったのである。

IASBはこうした必要からIFRS 13号を定め、公正価値を測定する評価技法（マーケット・アプローチ、コスト・アプローチ、インカム・アプローチ）および評価技法へのインプットをレベル1・2・3に分類した公正価値ヒエラルキーを明示している。

レベル1のインプットとは、企業が測定日に入手可能な、同一の資産または負債に関する活発な市場での（無修正の）市場価格である。資産または負債は、この市場価格と保有する数量の積により測定される。市場での取引量が市場で吸収できないほどに大幅に上回る場合でも適用されることから、大量の注文が出るといった非日常的な状況は想定外なのかもしれない。活発な市場では、多くの参加者がその主観的な効用価値を抱いて臨むことによって、同質化された期待に同化され、公正価値の代替になることが想定されているが、実際の取引では異なった経済主体によって同じ価値評価になることも、異なった価値評価になることもありうる。また、実際の取引では相対する取引当事者の力関係などで決まっていくことが多く、当事者以外の多くの参加者による同質的な期待形成による結果とはならない。仮に、力関係の存在を置くとしても、公正価値の最善の代替としての活発な市場での価格形成は、市場心理や意図的な情報操作によって、本来意図された活発な市場で代表となるという意味での価格形成をもって公正価値代替となっているのかどうかは疑問である。

このように、IFRSをはじめ会計基準の標

準化に向けては公正価値（の代替）として活発な市場での価格形成が予定されているが、上述のように活発な市場での価格形成自体に信頼に足りえるものがないとすれば、会計という制度としての安定性が揺らぎ始めることは想像するに難くないし、レベル2、レベル3へと見積もりや裁量の余地が生み出されやすいレベルでの適用となれば、なおさらである。

活発な市場での市場価格が入手可能ではなく、そのため観察可能なインプットでの公正価値の測定がおこなわれない場合、公正価値は評価モデルに基づいて決定されなければならない（mark to model）。その場合、レベル2では「その他の観察可能な」インプットが利用され、レベル3では、「観察可能ではない」インプットに関する定量的情報が使用され、評価技法として割引キャッシュ・フローやオプション・モデル等が用いられる。（IE 63）こうした評価モデルが実務で広く受け入れられているとしても、そうしたモデルが現実を非常に強く単純化し、不完全な写像になっていることには変わりはない。さらに、モデルにインプットするパラメータを決定する際大きな裁量の余地があり、どれほど努力しても不正確で不確かな将来キャッシュ・フローの見積もりにならざるを得ないのは明らかであろう。また、専門的な知識と経験をもった鑑定人に公正価値の測定をゆだねるとしても、企業側は自身に都合のよい鑑定人を選任する自由もあるわけで、本来、公正価値代替が市場との関係で客観化されることが求められているのに対し、企業内で内製化されていく余地が加わることになる。公正価値の代替は市場の期待、仮定、見積もりに基づいて算定されとした場合、市場の期待は異質な期待の世界では存在せず、そのため、本来、仮定や見積もりも同質的期待の市場をベンチマークとして予定していながら、そうした市場自体が異質な期待に基づくとするのであれ

ば、レフリーとしての役割を担う市場自体が存在せず、仮定や見積もり自体が意味をなさず、全体がファントムと化してしまう。

理論的状況下の理想では、公正価値には取引コストは存在しないが、現実的にはそうした理想は存在しないので、IFRS 13号では、公正価値は現在の市場の状況下での測定日における主要な（またはもっとも有利な）市場での秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格（すなわち、出口価格）である（24項）としている。その際、取引コストを調整してはならず、取引コストは他のIFRSに従って会計処理しなければならないとしている（25項）。ここで言う他のIFRS 3号「企業結合」の改訂前B16では、資産および負債の種類に基づいて異なった公正価値があげられており、売却市場に向けた完成品および未完成品の公正価値は適当な利益額だけ削減されることができるとなっていた。すでに対応するB16は削除されているが、適当な利益額を考慮するなど裁量の余地がさらに加わっていたという、公正価値の価値多様性を示す内容が規定されていたことに注目したい。

資産・負債の公正価値測定は、市場に基づいた鑑定によって算定される。しかし、活発な市場が仮に成立しているとしても、そこで確認される価格がそのものの属性において必ずしも実際の取引価格にならないことがある。その典型は土地である。土地は一般に多くの特殊性と個々の属性によって特徴付けられているので、土地の状態はもちろんのこと、いろいろな要素が影響しているので、土地市場が形成されているとしても、ほとんどの土地は、比べようがない。一般に土地の評価には基準地価が利用されているが、これとて必ずすべての土地が評価されているわけではない。ドイツでは、基準地価の基礎となる金額を鑑定士委員会から開示されているが、ドイツの

民法の判例では20-30%の評価間隔が許容されてきており、結果的に基準地価だけが示され、価値の一意性を表現されていても、計算上の価値帯域から1つの見積値が選択されているにすぎない（Ballwieser, S.539）。

このように、ドイツでは貸借対照表作成にあたっての価値測定として法律での解釈が重要視されているが、これはドイツ商法典に定める付されるべき価値が商法典内部のシステム性、判決および文献によって具体化されるという正規の簿記の諸原則による確定がおこなわれるからであり、IFRSでの公正価値測定が適用にあたっては抽象的な概念内容を具体化しなければならないという点では同じであるが、公正価値測定がIFRSという基準において具体化されていくという点で、価値測定の具体化の方法の違いがある。また、具体的にHGBとの違いをみると、活発な市場が存在する場合にはIFRSもHGBもそこで確認される価格が貸借対照表日価値として確認されるのに対し、活発な市場が存在しないケースでは、支配的見解によれば、HGBでは無形固定資産および資本参加の価値測定でキャッシュ・フローによる評価がおこなわれるのを除けば、固定資産一般では一貫して再調達原価を斟酌することが尊重されるのに対し、それとは対称的にIFRSではキャッシュ・フローを斟酌した価値測定が中心となりつつある。もちろん、取得原価・製作原価を絶対的な価値上限とするHGBと公正価値を中心とするIFRSとの違いはその理念および構想の根源的な部分に根ざしているもので、その異同を個々に分析してもあまり意味のあることとは思われないが、少なくとも両者が簡単には融合し得ないことは容易に察しうるところである。

以上、公正価値に関わる問題について説明してきたが、公正価値自体は本来、完全な完備された市場という理論的状況下での理想であり、現実的には存在し得ない。そのため、

理想としての公正価値をベンチマークとして、公正価値代替が市場との関係で求められることになるが、公正価値測定の評価技法が選択的に適用可能であり、また、活発な市場が存在しなかったり、そもそも市場自体が形成されていない場合、高度に見積もりの要素が加わり、結果的に企業の恣意的な判断に広い余地を提供することになるであろう。

公正価値とは何か、何のための公正価値測定なのか。公正価値測定を柱とする今日の会計基準がよって立つ目的とは何か。投資家を中心とした企業を取り巻く利害関係者に意思決定に有用な情報を提供するために、公正価値測定を根幹とした計算構造を採用したと考えた場合、上述の公正価値測定に関わる問題からはこれを肯定的に理解することにはならない。公正価値測定を導入したことによって、選択的な適用と見積もり要素の拡大がもたらす結果は、財務諸表の比較可能性を増長するどころか制度の不安定さを増長させただけではないだろう。

以上、述べてきたような欠陥が公正価値測定に内在しているとすれば、公正価値を柱とした会計基準を表明し、浸透させているという事実は何を意味するのであろうか。この観点から、会計基準の標準化に向けた現実的対応について検討する。

3. 会計基準設定に影響する政治的要因

(1) FASB の手本機能の背後

周知のように、1929年の世界恐慌後、証券市場の欠陥に対する対策として、米国は1933・34年の証券2法を制定し、1934年、米国証券取引委員会（SEC）を創設した。SECは、投資家を保護し、公正で、秩序正しいかつ効率的な市場を維持することを任務とし、独立の連邦政府機関としてインサイダー取引・不公正取引に対する処分権限を有

する司法に準じた強力な権限が与えられている。

これにより、SECは、財務会計報告基準の設定に対して法的権限が与えられ（“The SEC has statutory authority to establish financial accounting and reporting standards for publicly held companies under the Securities Exchange Act of 1934.”：FASBのHPより引用）、ディスクロージャの透明性を確保し、公平な市場を実現する目的から、世界に先駆けて情報力のある会計基準を展開してきているが、会計基準の設定については、これまでプライベートセクターに依拠する姿勢をとっている。（“Throughout its history, however, the Commission’s policy has been to rely on the private sector for this function to the extent that the private sector demonstrates ability to fulfill the responsibility in the public interest.”：FASBのHPより引用）。

このように、米国は世界恐慌以来、投資家を保護し、公正で、秩序正しい効率的な市場を維持する目的で長年にわたって会計情報を規定する会計基準の設定において世界をリードしてきたが、会計基準の開発をプライベートセクターに依拠しつつも、SECが会計基準設定の法的権限をもつという図式は、会計基準の標準化に向けた現実的対応の中で注意しなければならない。

米国証券取引所に上場しているということは、世界をリードしてきたと自負するSECおよびFASBの厳しい要求に答えているエリート企業であるという証であり、彼らは上場企業に名誉を付与しているばかりでなく、市場を通じて投資家に有用な情報を提供し、適切な資本配分と資本コストの低減を図っている、と思いついて描いている。この先駆者としての揺るぎない地位は、IAS・IFRSの概念上の基本方針や解釈指針としてのフレームワーク、IFRSで核となる重要課題として挙げら

れた年金債務、リース、金融商品とくにデリバティブなど、IASBの打ち出す方針に強く影響してきている。この傾向が今後とも続く限り、IFRSを導入する国々に対する米国の手本機能は存在し続けることになりそうである。

(2) US-GAAP の上位性に対する批判

一般に、US-GAAPは世界の会計基準をリードしてきたという理解が敷衍している。たしかに、とりわけ世界恐慌以来の証券市場の欠陥に対する取り組みをいち早く抜本的に実施し、AAAやAICPA、FASBなど理論家・実務家による証券市場に向けた有用な会計情報のあり方が検討され、GAAPが形成されてきた。そして、それが米国という最大の経済大国で、しかも独立したプライベートセクターを中心に展開されてきたことが、他の会計基準に対してUS-GAAPの上位性を位置づける要因になっている。

このようにみれば、これまでの会計基準の国際的流れから分かることは、証券市場での資金調達が発達していた米国において、いち早く投資家のための有用な会計情報の必要が痛感され、そのための会計基準の開発が精力的におこなわれてきたこと、そして最強最大の資本主義国経済であることとあいまって、結果として世界の会計基準をリードしてきたことであるが、はたしてそれが最良の会計基準とみなせるのかは話が別である。IFRSはすでに120か国以上で採用⁹⁾されている。IFRSはこれまでUS-GAAPを手本としながらも、現時点では公正価値による適時な評価に向けた努力がされ、基本的にUS-GAAPと非常に一致点を見出している。会計基準の標準化に向けて、米国がIFRSをどのように取り込むのかはこれからのキーポイントになっていくが、過去にドイツで議論されたEC指令の国内法化を顧みると、会計処理の境界を回避するためのルールベースを尊

重するUS-GAAPとIFRSのプリンシプルベースが素直に折り合えるとは思えない。

US-GAAPとHGBとの関係では、Schildbach(2006)は、アングロサクソン型の会計基準に対抗してフランコ・ジャーマン型の会計基準を擁護して、次のように述べている。すなわち、US-GAAPやIFRSは確かに新たな会計現象に対して特効薬として共通の強みを持っているように思われているが、慎重の原則(保守主義)は、検証可能性に対する高い要求を満たしていること、HGBの選択権は明示的であるのに対して、US-GAAPでは外部の読み手にはわからないような隠れた選択権が数多く存在すること、IFRSには意図的に提供しているような裁量の余地が多いこと、企業会計と税法との直接的な関係がUS-GAAPにもIFRSにも求められていないことから、エンロンやワールドコム不正につながったこと、さらに、「公正価値会計がエンロンによって示されたような悪用を内在している」という指摘があることに絡めて、ドイツの1884年改正株式法の誘因も同じ危惧から出たものである、と述べている。もちろん、この指摘はドイツを代表する論者の一人の見解に過ぎないが、US-GAAPが常に最良の会計基準を導いているとは必ずしも言えない側面があることを理解しなければならない。

公正価値会計が悪用されたケースは論外としても、公正価値会計を基本としたUS-GAAPがそもそも情報の受け手である投資家にとって本来の目的と措定されている有用な意思決定情報となり得ているのかどうか、あるいはUS-GAAPが会計情報の利用者とされている投資家に他の会計基準と比べて、より有効に機能しているのかどうかに対しては、批判的な見解もある。たとえば、米国証券取引所に上場している外国企業の投資家は、US-GAAPに変換した会計数値よりも自国の会計基準による会計数値に依拠しているこ

とが多いといわれるし、Chan, Seow (1996)の研究によれば、米国証券取引所に上場する外国企業45社について年度損益と株価収益率との関係を調べたところ、US-GAAPに基づく会計数値よりも自国の会計基準による会計数値のほうが密接な関係があったとしている。また、Harris, Lang, Möller (1995)の研究では、同じく米国証券取引所で上場するドイツ企業につき、その一株当たり利益と株価収益率について調べたところ、HGBによる会計数値とUS-GAAPによる会計数値との間で遜色はなかったとしている。別な研究では、資本コストの点でUS-GAAPとHGBとを比較したところ、HGBによる方が資本コストは低くなったという。

もし、こうしたUS-GAAPの上位性に対する批判が当てはまるとするなら、投資家保護を標榜するSECの役割は別なところにあるのかもしれない。

(3) 会計基準の政治的側面

会計が過去指向的事実のみを扱っていた時代と比して、今日の会計、とりわけFASBやIFRSによって認識されている事実は将来発生するであろう、予想された事実を多く含める点で、これまでとは比べようもないくらい資産・負債の範囲を拡大することになる可能性を秘めている。資産・負債の範囲が拡大すれば、それに伴って裁量の余地が一層開かれることも想像するに難くない。

会計は経済活動の基盤であり、会計処理の如何によって企業の経営成績や財政状態、さらに企業価値が影響を受ける。このとき、すべての経済主体があらゆる価値観において同一方向に方向付けられているのであればよいが、ある経済主体にとって好ましいことが他の経済主体にとって好ましくないことも当然出てくる。このように考えれば、経済活動の基盤としての会計(基準)を変えることは、ある経済主体にとっては好ましいことでも、

他の経済主体にとっては好ましくないことになる。

世界の証券市場をリードするSECやFASB、あるいはIFRSは、その経済主体に対する影響の大きさからいって、他の地域・国の会計基準の比ではない。有用な投資意思決定情報の提供とか投資家保護という言葉が外向けのプロバガンダとして正当化されている一方で、会計基準の内容に影響されるグループにとっては、会計基準の設定は利害を通すための場と化していくのであり、このことはすでに基準設定機関の構成メンバーに現れている。FASBやIASBなど何らかの権限を有する機関では、その構成メンバーは会計報告者や監査法人が支配しており、本来の利用者は居ても非常に弱い立場で、従属的な役割でしかないことがほとんどである。たとえば、米国に作られている利用者監督委員会はメンバーこそ利用者からのみなるが、助言だけの組織であり、権力闘争から目をそらすだけの恥部隠しとして奉仕していると言われるくらいである。投資税額控除や石油ガス産業での試作コスト、年金給付会計での過去勤務債務(費用)、ストックオプションなど、会計基準設定における経済主体による圧力はロビー活動を通じておこなわれたり、会計基準設定機関におけるメンバーによっておこなわれている事実は、いろいろな研究¹¹⁾からも明らかにされている。

とりわけ、これまで証券市場での規制づくりをリードしそして経済大国としての力を背景に、米国は、会計報告に関する規制化および実務への移植について、SECという監督機関と経験豊富なエキスパートであるFASBという組み合わせで、みずからの目的に適合した会計基準作りを推し進めてきた。SECとFASBには情報交換義務があるばかりでなく、そもそもSECの首席会計担当官ないしその協働者は、会計基準を決定する会議への参加者でもあり、FASBがSECに

よって受け入れがたい解決案に至る場合、SECは当該会計基準を無効にするような規定を發布し、その力を陰に陽に発揮してきている^{viii)}。また、US-GAAPとIFRSとの関係では、IFRSの解釈で独自の基準がなかったり、IASBの「フレームワーク」で説明しきれない場合、会計基準の構想が近いとされるUS-GAAPが適用されると解釈されている。また、IFRSが特定の会計処理について意識的に裁量をゆだねている場合、境界を明確に定めたUS-GAAPが多くの場合利用されている。米国のIFRSに対する対応如何とすることになるが、今のところIFRSによる計算書を作成する外国企業が米国証券取引所に上場するときには、US-GAAPに変換した計算書を作成しているし、その際、SECは、IFRSの抽象的な基準内容がUS-GAAPによる計算書にどのように置き換えられるべきかを決定するという究極の裁判官としての役割をもち続けているのである。そして、それは、プリンシプルベースのルールベースへの置き換えであり、両アプローチの軋轢と矛盾が経済の基盤に内在していくプロセスでもあり、当面の勝者は見えている。

4. 結びにかえて

冒頭に日本版IFRSの記事を紹介したが、今年に入って、経済産業省はM&Aを推進するためであろうか、のれんに係る会計処理をIFRSに一致させるための検討に入った。記事によれば、同省は国内企業約300社にアンケートし、M&Aが進まない理由として45%が「のれんの評価が難しい」との回答を得、そのことから「のれん代の償却義務があるので買収に踏み切れない企業が多い」（日本経済新聞2014年1月27日朝刊）との見方を示している。武田薬品工業の海外企業を買収にみるように、総じてのれんは高額となり、財政状態および経営成績に対する影響は大き

い。アンケートおよびこれを受けた経済産業省の対応は、二つの側面を浮きただせることになる。一つは、アンケートの回答を文字通りに受け取れば、のれんの評価の困難性である。一般に、日本企業は外国企業に比して買収金額を高め、算定しているといわれるが、のれんの本質は将来にわたる超過収益力であり、見積もりが主な測定手段となる点である。また、一つは従来おこなわれてきたのれんに係る会計処理をIFRSに一致させるという方針である。これはいわば国際標準への調整を標榜するものの、国内企業の要望に沿った形でIFRSでの会計処理を導入するもので、当面、自国の利益になる会計基準を取り入れていく（自国の利益にならない会計基準は猶予する）日本版IFRSの在り方を示している。

一般に、会計目的には利害調整機能と情報提供機能が措定されている。この2つの機能を一組の会計報告書で達成することになっているのだが、はたして一度に二兎を追うことができるのであろうか。その点、日本版財務会計フレームワークである討議資料は利害関係者を投資家としているので、分かりやすい。投資家のための会計情報の提供がすべてである。この情報が他の目的に転用されると読めるからである。しかしながら、2つ以上の会計目的を措定した場合、どちらかがどちらかに優先するという解釈をしない限り、第一の目的に最善に適った会計を構想することはできないのではないか。このことを示唆するのは、1985年ドイツでおこなわれたEC指令の国内法化での議論である。ドイツの企業会計制度の要にGoB（正規の簿記の諸原則）があるが、そのGoBとEC指令の要となっていた概念true and fair View (tfv)との軋轢である。両者ともに譲れない概念であり、結局のところ、ドイツではGoBの枠内でtrue and fair view (tfv)を達成するという内容の条文で落ち着いた経緯がある。この条文では、あくまでもGoBが枠原則であり、

この枠の中で true and fair view (tfv) が達成されることを表明したもので、ドイツでは GoB が tfv より優先するとの見方が優勢となった。

ある会計基準を国際標準にする目的はいったい何なのか、誰がどうしてそれを求めるのか、そしてそれによって何を意図しているのかなど、会計は社会との関わりの中で意味をなすのであり、その分析なくして会計基準の分析は意味をなさないことを、今日の会計基準の標準化はあらためて物語っている。本稿では、今日の会計基準の国際標準化に向けて、その中心的概念となっている公正価値の問題の所在を確認した上で、見積もりと裁量の余地を拡大し制度の不安定性を増大する財務報告制度を導入したことについて、会計基準設定機関の意図の一端を探った。現下の会計基準の標準化の一連の流れで、その中心概念となっている公正価値測定の経済社会への影響を思慮するとき、仮想的な世界が創り上げられていく概念装置が産み出され、組み込まれたように思われる。

注

- i) 産業経済省の試算では、現行基準で廃炉にした場合、北海道電力 993 億円、東北電力 201 億円、東京電力 6,221 億円、日本原電 933 億円の債務超過になるとしている。(朝日新聞 2012 年 6 月 18 日朝刊)
- ii) 本論文で IASB 関連の邦訳は、特に指示しない限り、下記から引用している。
IFRS 財団編 企業会計基準委員会監訳『2012 国際財務報告基準』中央経済社。
- iii) ドイツでは 1998 年 4 月 20 日に制定された「資本調達容易化法」によって、上場会社に対し国際的に認められた会計原則に準拠した連結決算書を HGB に準拠した決算書として容認された。これは HGB 以外の会計基準を認める方向性をつけたもので、ドイツ経済の国際競争力をつけるという当時の政権の強い要望の一環であった。それによって連結決算書では情報提供機能のみが割り当てられるという結果となった。(久保田, p.31)

- iv) IFRS 第 13 号「公正価値測定」BC によれば、公正価値ヒエラルキーは次のように概略されている。
- (a) レベル 1 は、同一資産および負債について活発な市場における無修正の相場価格で構成される。
- (b) レベル 2 は、公正価値ヒエラルキーのレベル 1 に含まれない他の観察可能なインプットで構成される。
- (c) レベル 3 は、観察可能でないインプットで構成される(企業自身のデータが含まれ、必要ならば、市場参加者がその状況で使用するであろう仮定を反映するように調整される)。
- v) The mission of the FASB is to establish and improve standards of financial accounting and reporting that foster financial reporting by nongovernmental entities that provides decision-useful information to investors and other users of financial reports.
- vi) トーマツ HP より。
http://www.tohatsu.com/view/ja_JP/jp/services/ifrs/ifrs/country/index.htm
- vii) たとえば、下記の研究を参照のこと。
Ordelheide, D., *Regulation of Financial Reporting in Germany*, unpublished paper, 1997.
- viii) この点で有名なのは物価変動会計に関する会計基準作りで、1974 年 12 月 31 日に公開草案まで至っていながら、SEC が ASR 190 で実体維持志向した追加記載を要請したことが知られている。

参考文献

1. Ballwieser, Küting, Schildbach (2004), *IFRS-erstrebenswerter Wertansatz im Rahmen einer Reform der handelsrechtlichen Rechnungslegung?*, BFuP, S.529-549.
2. Baetge, J. (1970), *Möglichkeiten der Objektivierung des Jahreserfolges*, IdW-Verlag.
3. Baetge, J. (Hrsg.) (1983), *Der Jahresabschluß im Widerstreit der Interessen*, IdW-Verlag.
4. Baetge, J. (Hrsg.) (1990), *Rechnungslegung Finanzen Steuern und Prüfung in den neunziger Jahren*, IdW-Verlag.
5. Baetge, J. (1997), *KONZERN BILANZEN 3., erweiterte und überarbeitete Auf.*, IdW-Verlag.
6. Baetge, J. (1994), *Bilanzen 3.Auf.*, IdW-Verlag.
7. Chan, K. C., Seow, G. S. (1996), *The associa-*

- tion between stock returns and foreign GAAP earnings versus earnings adjusted to U.S. GAAP*, *Journal of Accounting and Economics*, pp. 138-158.
8. Harris, T. S., Lang, M., Möller, H. P. (1995), *Zur Relevanz der Jahresabschlußgroßen Erfolg und Eigenkapital für die Aktienbewertung in Deutschland und den USA*, *ZfbF*, S. 996-1028.
 9. Leuz, Ch., Verrecchia, R. E. (2000), *The Economic Consequences of Increased Disclosure*, *The Journal of Accounting Research*, Vol. 38, Supplement, pp. 91-124.
 10. Mellwig, W., Moxter, A., Ordelheide, D. (1988), *Einzelabschluß und Konzernabschluß*, GABLER.
 11. Mellwig, W., Moxter, A., Ordelheide, D. (1989), *Handelsbilanz und Steuerbilanz*, GABLER.
 12. Moxter, A. (1982a), *Betriebswirtschaftliche Gewinnermittlung*, J. C. B. Mohr.
 13. Moxter, A. (1982b), *Bilanzierung nach der Rechtsprechung des Bundesfinanzhofs*, J. C. B. Mohr.
 14. Moxter, A. (1984), *Bilanzlehre I, II · Einführung in das neue Bilanzrecht 3. Auf.*, GABLER.
 15. Ordelheide, D., KPMG. (2001), *Transnational Accounting Vol. 1, 2, 3 Second Edition*, Palgrave.
 16. Ordelheide, D., Pfaff, D. (1994), *Germany*, Routledge.
 17. Schildbach, T. (1986), *Jahresabschluß und Markt*, springer-Verlag.
 18. Schildbach, T. (1987), *Der handelsrechtliche Jahresabschluß*, Neue Wirtschafts-Briefe.
 19. Schildbach, T. (2006), *Bedeutung der US-GAAP in der internationalen Rechnungslegung*, *ZfB*, S.25-42.
 20. 岩井克人, 佐藤孝弘 (2011) 『IFRSに異議あり』日経プレミアシリーズ
 21. 川西安喜 (2011) 「公正価値測定に関する新会計基準」会計・監査ジャーナル No.672
 22. 企業会計基準委員会 (2006) 「討議資料「財務会計の概念フレームワーク」」
 23. 斉藤静樹編 (2008) 『詳解「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」第2版』中央経済社
 24. 久保田秀樹 (2010) 「ドイツにおける会計規制現代化と課税所得計算——「逆基準性の原則」の削除——」甲南経営研究第51巻第1号
 25. 森田良久 (1987) 『アメリカ証取法会計』中央経済社